

参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書……P 1 0～P 1 9
参考資料 2	要望書……P 2 0～P 2 1 鳥取市回答書
参考資料 3	まちづくり協議会の活動状況について……P 2 2
参考資料 4	令和 2 年地区一覧（世帯数、人口、町内会など）……P 2 3～P 2 5 地区別人口、世帯数、町内会加入率、世代別人口比の比較
参考資料 5	地域に依頼している組織や役員について……P 2 6～P 2 7 地域に依頼している組織・役員の調査結果一覧
参考資料 6	社会の変化に対応した地区公民館のあり方について（提言） ……P 2 8～P 3 1
参考資料 7	令和 2 年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告……P 3 2
参考資料 8	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について……P 3 3～P 3 5 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
参考資料 9	鳥取市市民活動表彰制度について……P 3 6 令和元年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 令和 2 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者
参考資料 1 0	鳥取市市民自治推進委員会について……P 3 7～P 3 8 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書

1. はじめに

全国各地で人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化し、市民の生活様式や各地域が抱える課題が多様化する中、鳥取市では、画一的な行政運営ではなく、市民・事業者・議会・行政などが協働し、それぞれの特性を生かした持続可能で豊かな地域社会（まちづくり）の実現をめざして、平成 20 年に鳥取市自治基本条例（以下、「自治基本条例」といいます。）を制定しました。

この自治基本条例は、「市民」と「市」が協働してまちづくりに取り組むことを基本理念とした、まちづくりの基本ルールです。自治基本条例第 30 条では、このまちづくりの基本ルールが、変化する社会情勢等に適合しているか 4 年を超えない期間毎に見直しの必要性を検討することとなっています。

これまで、平成 24 年度には、度重なる大規模な自然災害を教訓とし、市民の安全安心な生活を守るため「危機管理」に関する条項が追加されました。平成 28 年度は、コミュニティやまちづくり協議会等の位置づけなどが議論されましたが、条例見直しの必要は無いと判断され、今回、3 回目となる見直し検討時期を迎えました。

平成 29 年以降、鳥取市においては、「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を進めるため、地域と共に地域組織や地域拠点施設、市の支援策等のあり方を検討しており、いくつかの地区で独自の動きがみられるようになりました。この取組は、国の中央教育審議会が策定した答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」にある「持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくこと」にも合致しており、今後も長期的な視点で取り組むことが求められます。

また、年々発生頻度を増す大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、多くの市民の危機管理に対する注目度が高くなり、自助・公助・共助による安全安心の確保を最重要課題と考えていることや、鳥取市が中核市に移行し、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の中心都市として、圏域内におけるますますの連携及び協力が重要となっていることなど、社会情勢の変化を踏まえた視点も求められます。

私たち市民自治推進委員会は、市長からの諮問を受け、上記の経緯を踏まえながら、自治基本条例の運用や見直しの必要性について各委員による活発な議論を経て答申としてまとめました。

鳥取市においては、本答申を参考として、自治基本条例が市民に活用され続けるまちづくりの基本ルールとなるよう、必要な対応を求めるものです。

＜市長からの諮問事項＞ 令和2年4月30日受理

- 条例各条項が社会情勢に適合しているか
- 条例各条項に基づく運用状況の調査

2. 委員会における審議の方針・経過等

(1) 審議における方針（視点）

- ① 条例については、条例制定時の思いも大切にしながら、条例が鳥取市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、審議を行いました。
- ② 市各課における条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな条項の追加の必要性等について、様々な角度から審議を行いました。
- ③ 前回（平成29年3月）答申時の「自治基本条例は、本市の自治の基本理念を定めるものであり、本市の自治の規範となる本条例はいわば憲法のような位置づけである」との認識を承継し、条例改定ありきの見直しは避けつつ、審議を行いました。

(2) 審議の経過

委員会では、市長から諮問を受ける前から事前調査を行い、慎重かつ効率的に審議を行ってきました。

委員会においては、各委員がそれぞれの立場で、様々な角度から意見を出し合いました。また、専門的な知識等を有する委員で構成する小委員会を設置し、より深い議論を行いました。

＜審議経過＞

令和元年11月	先進事例事前研究（新見市、朝来市視察）
令和2年2月	委員会で事前審議
3月	小委員会で事前審議
4月	諮問の受理、小委員会で審議
5月	委員会で審議

6月 小委員会で審議

8月 委員会で審議

3. 自治基本条例の検証について

【検証の方法】

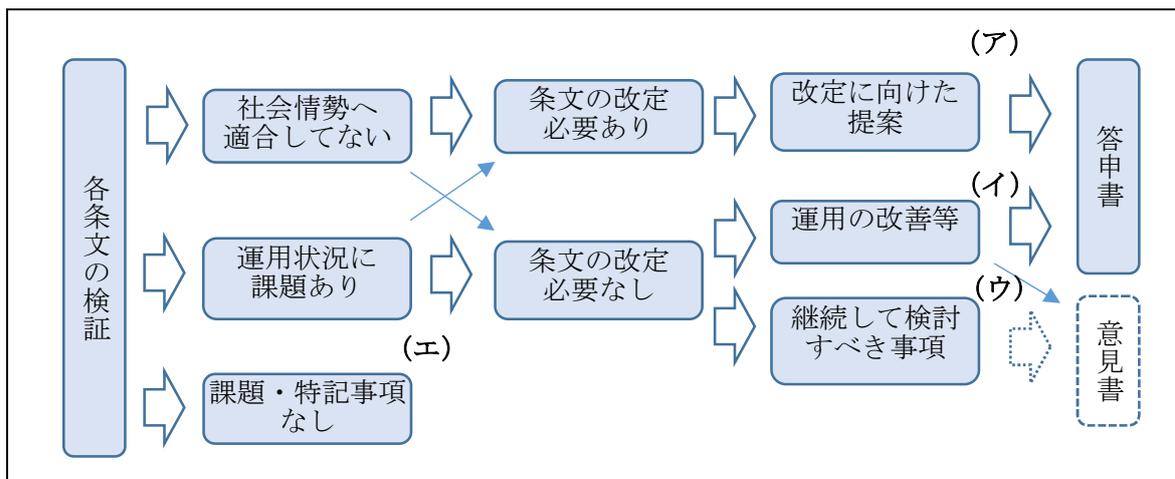
自治基本条例が、本市のまちづくりの基本ルールとしてその役割を十分果たしているかという視点に立ち、条例各条項が社会情勢に適合しているか検討を行うとともに、条例各条項に基づく運用状況の調査を行いました。

【検証の結果と答申への反映の考え方】

各条項について委員会で検証し、上記の整理および検討過程（委員会）で出された意見をふまえて、それぞれ以下のように整理することとしました。

- (ア) 条文見直しが必要と判断するもの
- (イ) 運用面で改善が必要と判断するもの
- (ウ) 継続して検討すべきと判断するもの
- (エ) 条文見直しの必要および特記事項はないと判断するもの

《検証のイメージ》



4. 諮問に対する調査（検証）の結果

【検証の結果】

現行の条例について、社会情勢への適合や運用状況の調査を確認した結果、第13条のコミュニティ関係、第24条の危機管理関係、第28条の国及び自治体等との連携及び協力関係の3つの条文について、文言の修正が必要と判断しました。その他の項目については、社会情勢への適合、運用状況ともに適当であり、問題ないと判断しました。

また、条文の修正までは必要ないものの、今後も検討が必要な条文について

は引き続き議論を重ねていきます。

各条項の検証結果は次のとおりです。

<表の見方>

- ①社会情勢への適合 ○…適合している
 △…今後の検討を要する
 ×…適合していない
- ②運用状況 ○…適正に運用されている
 △…今後の検討を要する
 ×…適正に運用されていない
- ③検証結果 ア…条文見直しが必要と判断するもの
 イ…運用面で改善が必要と判断するもの
 ウ…継続して検討すべきと判断するもの
 エ…条文見直しの必要および特記事項はない
 と判断するもの

条項	見出し	①社会情勢への適合	②運用状況の調査	③検証結果
	前文	○	○	エ
第1章 総則				
第1条	目的	○	○	エ
第2条	定義	△	○	ウ
第3条	条例の位置付け	○	○	エ
第2章 自治の基本理念				
第4条		○	○	エ
第3章 自治の基本原則				
第5条	参画及び協働の原則	○	○	エ
第6条	情報共有の原則	○	○	エ
第4章 自治を担う主体の責務等				
第7条	市民の権利	○	○	エ
第8条	市民の責務	○	○	エ
第9条	議会の役割及び責務	○	○	エ
第10条	議員の責務	○	○	エ
第11条	市長の役割及び責務	○	○	エ

第12条	職員の責務	○	○	エ
第5章 コミュニティ				
第13条		△	△	ア
第6章 市政運営				
第14条	市政運営の原則	○	○	エ
第15条	総合計画	○	○	エ
第16条	財政運営	○	○	エ
第17条	組織	○	○	エ
第18条	情報の公開及び提供	○	○	エ
第19条	個人情報の保護	○	○	エ
第20条	行政手続	○	○	エ
第21条	行政評価	○	○	エ
第22条	附属機関等の委員の 選任	○	○	エ
第23条	説明責任	○	○	エ
第7章 危機管理				
第24条		△	△	ア
第8章 市民意思の表明及び尊重				
第25条	意見等への対応	○	○	エ
第26条	市民政策コメント	○	○	エ
第27条	住民投票	○	○	エ
第9章 国及び自治体等との連携及び協力				
第28条		△	△	ア
第10章 市民自治推進委員会				
第29条		○	○	エ
第11章 条例の見直し				
第30条		○	○	エ

5. 条例見直しに関する提案

①コミュニティ関係について

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【改正理由】

第13条第5項で地区公民館をコミュニティ活動の拠点施設と位置づけるとありますが、鳥取市が平成29年度から実施している地域組織のあり方検討の中で、地区公民館以外の施設をコミュニティ活動の拠点とすることが議論されています。第13条第5項では拠点施設を「地区公民館」に限らない表現に変更した方がよいと考えます。

【提案内容】

以下にコミュニティ活動の拠点の位置付けとして地区公民館以外の施設も含むことができるよう、第13条第5項の条文案を提案しますので、見直しの際には参考にしてください。

5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【附帯意見】

鳥取市では、本条例の制定とともに、第13条における地域コミュニティ活動の推進を図るため、まちづくり協議会の設立を呼び掛けてから10年以上が経過しています。各協議会の運営や活動に対して市は人的、財政的支援を行ってきていますが、まちづくり協議会は条例等で定義されていません。

まちづくり協議会を定義するかどうかが議題に挙がりましたが、現在、各地域において地域組織のあり方が検討されており、NPO法人を設立し、まちづくり事業を推進する地域や、自治会が主体となって地域課題に取り組んでいる地域など、地域の実情に合わせて、様々な取組がなされているところです。

平成 29 年度以降、鳥取市においては「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を進めるため、地域と共に「地域組織」や「コミュニティの拠点施設」、「市の支援制度」のあり方を検討しているところです。

本委員会でも、地域が主体性を発揮できるよう、実情に合った制度を選べるよう柔軟な仕組みが必要と考えており、これらの検討経過を注視し、意見書としてまとめていきたいと考えています。地域組織の条例上の位置づけ（第 2 条 定義 検証結果：ウ）については、今後の検討課題とします。

②危機管理について

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

【改正理由】

市、市長、市民それぞれの責務が記載してありますが、協働の視点も必要ではないかと考えます。災害発生時に行政として出来ることには限界があり、市民と連携・協働して取り組むことが重要です。地域住民と行政が一丸となって同じ立ち位置で減災（防災）に取り組むことで、より地域の実態に応じた丁寧な危機管理が可能となると思いますので、条文の文言改定が必要と考えます。

【提案内容】

以下に地域と行政との協働の視点を踏まえて、第24条第1項と同条第3項の条文案を提案しますので、条文案見直しの際には参考にしてください。

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。るとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図ります。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

【附帯意見】

危機管理について、市、市長、市民の役割が記載されていますが、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、地域の実情を踏まえた、十分な備えが必要ですが、現状ではまだ不十分だと思われまます。災害時に、それぞれが役割を発揮できるよう、危機管理体制の強化が望まれます。

③ 広域連携（国及び自治体等との連携及び協力）について

第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決及び広域的な課題に努めます。

【改正理由】

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、及び兵庫県新温泉町では、平成23年度から国の定住自立圏構想を推奨し、医療・福祉、産業、農業、環境、地域公共交通などの分野で広域的な連携を進めてきました。

また、この連携をより発展させるため、鳥取市が中核市へ移行する平成30年4月から「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、令和2年3月に本圏域に加わった香美町を含めた1市6町の連携により、圏域における地方創生の一層の拡充・発展を図り、圏域全体の活性化・持続的発展を目指して取り組みを進めてきています。

こういった鳥取市をとりまく状況の変化も踏まえた表現に見直すことが必要と考えます。

【提案内容】

以下に広域的な連携や協力の視点を踏まえて、第28条第2項の条文案を提案しますので、見直しの際には参考にしてください。

2 市は、積極的に広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めるものとする。

【附帯意見】

条文の中で市、国及び県が対等という表現がなされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を見るに、実態に即していないのではないかと思います。

特に災害時など重要な局面において、地域の実情が国の政策に反映できるよう努めていただきたいと考えます。

6. まとめ

今回の答申は、市長からの諮問にありました①条例各条項が社会情勢に適合しているか、②条例各条項に基づく運用状況の調査について確認し、自治基本条例の見直しに関する項目に絞ってとりまとめました。

委員会における審議の過程で、条例改正の必要性は認められないものの、市民自治をより推進していくうえで、以下のような考慮すべき意見については、本答申とは別に、委員会意見書として提出したいと考えています。

<意見>

- ・全市一律の施策ではなく、地域の実情に合った制度を地域が選べるような、柔軟な仕組みが必要と考える。
- ・地域に対する補助金や委託金を、これまでの「タテ割り」な交付から、一括交付に変更することで、横断的な連携・協力体制を築き、地域活動を後押しすることが重要と考える。
- ・「コミュニティ」という表現があいまいではないかと思うため、「地域運営組織」などとした方がよいと考える。

また、このたびの審議期間中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、私たちの生活は大きく変化しました。今後、私たちは新しい生活様式を踏まえた形でまちづくりに取り組んでいく必要があります。このことについて、現時点では答申に盛り込むことはできませんでしたが、市には今後の動向を注視し、4年を待たず、必要に応じて自治基本条例の見直し等の検討をすることを求めます。市民自治推進委員会としても、条例に基づいた市の施策が適切な運用となっているか適宜調査し、関わっていきたいと思います。

地域と行政の協働の取組により、今後、より厳しさを増していくことが予想される世の中や地域の変化にしなやかに対応できる自治の力を進化・成長させていく必要があると考えます。

今回の答申内容を自治基本条例見直し等の検討資料として生かし、自治を担う主体である「市民」と「市」が互いの特性を生かした協働のまちづくりの推進に向けて不断の努力を求めることを期待します。

令和2年9月14日

鳥取市長
深澤 義彦 様

鳥取市自治連合会
会長 南部 敏



要 望 書

初秋の候、鳥取市におかれましては益々活況の段お喜び申し上げます。
日頃は鳥取市自治連合会にご支援ご協力賜り誠にありがとうございます。
さて、この度の「鳥取市自治基本条例」見直しにあたり下記事由により“自治会への加入”の条文を加えていただきたく要望します。

事 由

1. 現在の条例は「市」と「市民」との関係について詳しく記載され、第2章第4条で自治の基本理念が定義されています。市民が自由な意思と責任によって結成し運営している“自治会”なる任意組織は、行政運営に欠くことの出来ぬ組織であると同時にまちづくりを主体的に行う為の中心的な役割を担っています。各町（区）会にとって一番重要な組織と確信しています。よって“自治会”なる任意組織を条例とし条文記載を要望するものです。（組織への加入は任意加入であって強制加入を求めるものではありません）
2. 第5章コミュニティに関する条例に“自治会”加入の条文をご検討いただき条例改訂を求めたいと思います。
3. “自治会”加入を条例とし条文記載する効果
現状取り巻く環境は少子高齢化、人口減少、人間関係の希薄化、役員になりたくない、町内会費を払いたくない、世帯分離するも町内会には入らない等の問題は山積し、今後の自治会運営に大きく問題を投げかけていますが、条例条文記載の効果は協働のまちづくり等の諸課題に自ら参画、参加し地域の活性化に資する醸成効果が期待できると思料します。又“自治会”未加入者の加入が見込めます。
4. この度、深澤義彦鳥取市長から「鳥取市自治基本条例」の見直しについて、鳥取市市民自治推進委員会に諮問があり、答申がなされる中、今後も検討が必要な条項が表記されています。第5章コミュニティについて、社会情勢への適合、運用状況について「今後の検討を要する」とし、検証結果については「条文見直しが必要と判断する」としています。コミュニティをなす当事者は市民であり、その市民が任意に組織する団体が自治会町（区）会であるならば、条例の中に記載することに何ら懸念なしと思います。
5. 国内他市町の自治基本条例には明確に条文として規程し運用している市町もあり、鳥取市の今回見直し時に“自治会”への加入を「鳥取市自治基本条例」に条文として明記していただくことを強く要望申し上げます。

【鳥取市回答】

【要望事項】

この度の「鳥取市自治基本条例」見直しにあたり“自治会への加入”の条文を加えていただきたく要望します。

【回答】

本市では、現在、鳥取市自治基本条例の見直しに向けて検討しています。これは、同条例第29条に基づき設置する鳥取市市民自治推進委員会において、約1年半にわたる議論を経て、本市に対して、①コミュニティ拠点の位置づけ、②協働による危機管理、③広域的な連携の3点について条例改正すべきとの答申書を提出されたことを受けて進めているものです。

ご要望いただいた内容については、今回の市民自治推進委員会の答申内容に含まれていない事項であることから、今回の見直し作業とは別に取り扱うこととし、改めて市民自治推進委員会において議論していただくなど、条例見直しの必要性について検討していきたいと考えます。

町内会等の自治組織は、助け合い・支え合いのもと、防犯・交通安全活動や見守り活動、まちの美化活動、納涼祭などのふれあい活動の他、防犯灯の維持管理や生活道路の除雪、災害時の共助活動など、様々な活動で地域の安全で安心な暮らしを支えておられます。これから人口減少が進む社会においても、将来にわたって、鳥取市が持続的に発展していくためには、自治を担う「市民」と「市」が協働してまちづくりに取り組むことが重要であり、本市も地域コミュニティ活動や町内会加入の取組に支援を行っているところです。

また、「鳥取市自治基本条例」では、第8条に市民の責務を規定しており、行政サービスを受ける権利に対し、行政サービスに伴う負担として、納税の義務の他に、市民が地域で主体的に取り組む様々な地域活動も市民全体で分かち合うこととしています。更に第13条（コミュニティ）では、第2項において「市民はコミュニティの活動への積極的な参加に努めます。」と明記しています。

一方で、要望書の文面にもあるとおり、自治会は市民が自由な意思と責任によって結成し運営している任意組織であることから、加入を条例に明記する見直しについては、慎重に検討していく必要があると考えています。

なお、これまでの市民自治推進委員会の議論等は、市公式ウェブサイトでご確認いただけますので、ご覧ください。

今後とも、協働のまちづくり推進に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

市民生活部 協働推進課（電話番号：0857-30-8176）

まちづくり協議会の活動状況について（令和3年1月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域)			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域)		
	協議会設立 年月日	計画作成 年月	計画最終 更新年月			協議会設立 年月日	計画作成 年月	計画最終 更新年月
久松	H21. 6. 19	H23. 3		国府	大茅	H21. 4. 18	H30. 3	
遷喬	H21. 9. 29	H22. 3	R 2. 4		成器	H20. 11. 28	H22. 3	
城北	H21. 1. 23	H22. 3			谷	H21. 3. 14	H22. 3	
浜坂	H21. 2. 27	H22. 5			宮下	H20. 12. 18	H22. 3	
中ノ郷	H21. 1. 22	H21. 7			あおぼ	H21. 1. 25	H22. 5	
醇風	H21. 3. 27	H22. 8		福部	福部	H20. 11. 26	H22. 4	
修立	H22. 3. 6	H23. 3	H30. 4	河原	河原	H21. 11. 16	H22. 8	H29. 4
日進	H21. 5. 21	H22. 3	H30. 4		国英	H21. 9. 29	H22. 3	H29. 4
富桑	H21. 3. 17	H21. 12			八上	H22. 3. 14	H22. 11	
明德	H21. 8. 24	H22. 12	H28. 4		散岐	H21. 3. 25	H22. 9	
美保	H21. 3. 25	H21. 11			西郷	H21. 12. 6	H22. 11	H27. 4
美保南	H20. 12. 13	H22. 5		用瀬	用瀬	H21. 3. 24	H22. 5	H30. 4
稲葉山	H21. 11. 17	H23. 6			大村	H21. 3. 7	H22. 3	R 1. 3
岩倉	H20. 12. 12	H22. 5			社	H22. 3. 20	H23. 3	
倉田	H21. 1. 19	H26. 6		佐治	佐治	H21. 2. 8	H22. 4	H31. 4
面影	H21. 2. 1	H22. 6		気高	瑞穂	H20. 12. 20	H22. 4	
津ノ井	H21. 2. 20	H23. 4	H29. 2		宝木	H20. 11. 19	H22. 2	
若葉台	H20. 4. 27	H22. 7	H29. 4		逢坂	H21. 2. 5	H22. 2	H26. 4
米里	H21. 2. 22	H21. 12	H31. 3		浜村	H21. 5. 14	H23. 3	H28. 7
神戸	H21. 3. 24	H22. 3			酒津	H22. 4. 24	H23. 3	
大和	H20. 11. 29	H22. 12	H29. 8	鹿野	鹿野	H21. 3. 1	H22. 3	
美穂	H21. 6. 27	H23. 3			勝谷	H21. 2. 7	H21. 8	H25. 8
東郷	H21. 3. 15	H22. 3			小鷲河	H21. 3. 26	H22. 4	
大正	H21. 5. 9	H22. 5		青谷	日置	H20. 11. 25	H22. 12	
豊実	H20. 12. 20	H23. 3			日置谷	H20. 12. 7	H22. 4	
明治	H21. 1. 24	H22. 3	H31. 4		勝部	H21. 1. 20	H21. 5	H30. 4
松保	H21. 5. 14	H21. 12			中郷	H20. 10. 18	H21. 11	
湖南	H21. 5. 8	H22. 2			青谷	H20. 12. 25	H22. 10	
末恒	H20. 8. 30	H24. 1		計		28	28	10
湖山	H21. 10. 28	H23. 12		合計		61	61	20
湖山西	H20. 11. 9	H21. 10	H27. 4					
賀露	H21. 9. 13	H26. 3						
千代水	H20. 11. 28	H23. 2						
計	33	33	10					

※計画最終更新年月は、まちづくり協議会要覧（令和2年度版）から転記

参考資料4

令和2年地区一覽(世帯数、人口、町内会など)

上位10

下位10

令和2年(人口と世帯:9月30日現在、町内会:5月1日現在)

地域名	地区名	総数	14歳以下		15~64歳		65歳以上		世帯	町内会			地区名
			人数	率	人数	率	人数	率		数	世帯数	加入率	
鳥取	久松	4977	671	13.5%	2735	55.0%	1571	31.6%	2335	20	1680	71.9%	久松
	醇風	5995	667	11.1%	3221	53.7%	2107	35.1%	2817	41	1936	68.7%	醇風
	遷喬	2243	256	11.4%	1184	52.8%	803	35.8%	1053	26	718	68.2%	遷喬
	修立	3871	576	14.9%	2128	55.0%	1167	30.1%	1821	11	1191	65.4%	修立
	日進	5322	610	11.5%	3232	60.7%	1480	27.8%	2812	16	1409	50.1%	日進
	明德	3505	365	10.4%	2041	58.2%	1099	31.4%	1819	10	799	43.9%	明德
	富桑	3421	464	13.6%	1970	57.6%	987	28.9%	1644	21	881	53.6%	富桑
	城北	7115	1228	17.3%	4336	60.9%	1551	21.8%	3037	21	2082	68.6%	城北
	中ノ郷	3741	510	13.6%	2341	62.6%	890	23.8%	1421	8	1144	80.5%	中ノ郷
	稲葉山	4661	489	10.5%	2565	55.0%	1607	34.5%	2117	20	1472	69.5%	稲葉山
	岩倉	6473	947	14.6%	3548	54.8%	1978	30.6%	2758	18	1785	64.7%	岩倉
	美保	10915	1589	14.6%	6804	62.3%	2522	23.1%	4965	26	2970	59.8%	美保
	美保南	7759	1350	17.4%	4702	60.6%	1707	22.0%	3204	19	1983	61.9%	美保南
	面影	7029	1014	14.4%	4181	59.5%	1834	26.1%	3033	15	2206	72.7%	面影
	倉田	2079	244	11.7%	1094	52.6%	741	35.6%	870	10	613	70.5%	倉田
	神戸	686	42	6.1%	333	48.5%	311	45.3%	280	7	227	81.1%	神戸
	大和	919	97	10.6%	440	47.9%	382	41.6%	367	7	242	65.9%	大和
	美穂	1774	189	10.7%	981	55.3%	604	34.0%	796	12	555	69.7%	美穂
	大正	5455	766	14.0%	3219	59.0%	1470	26.9%	2450	17	1242	50.7%	大正
	東郷	657	44	6.7%	327	49.8%	286	43.5%	278	9	213	76.6%	東郷
	豊実	1003	81	8.1%	456	45.5%	466	46.5%	466	7	263	56.4%	豊実
	明治	1088	79	7.3%	561	51.6%	448	41.2%	447	13	334	74.7%	明治
	松保	3924	514	13.1%	2330	59.4%	1080	27.5%	1639	16	1060	64.7%	松保
	湖南	1951	181	9.3%	930	47.7%	840	43.1%	827	22	592	71.6%	湖南
	末恒	5546	612	11.0%	3188	57.5%	1746	31.5%	2484	16	1694	68.2%	末恒
	賀露	5090	754	14.8%	2922	57.4%	1414	27.8%	2136	10	1499	70.2%	賀露
湖山	7105	1068	15.0%	4465	62.8%	1572	22.1%	3143	22	1500	47.7%	湖山	
湖山西	5977	727	12.2%	3907	65.4%	1343	22.5%	3053	27	1320	43.2%	湖山西	
千代水	4936	710	14.4%	3249	65.8%	977	19.8%	2299	6	478	20.8%	千代水	
浜坂	8286	1529	18.5%	4960	59.9%	1797	21.7%	3395	16	2127	62.7%	浜坂	
米里	3613	408	11.3%	2100	58.1%	1105	30.6%	1517	11	943	62.2%	米里	
津ノ井	3916	512	13.1%	2329	59.5%	1075	27.5%	1653	19	952	57.6%	津ノ井	
若葉台	4414	502	11.4%	2978	67.5%	934	21.2%	1638	9	1368	83.5%	若葉台	
国府	宮下	3593	544	15.1%	2182	60.7%	867	24.1%	1444	17	698	48.3%	宮下
	あおば	2520	411	16.3%	1508	59.8%	601	23.8%	1053	4	605	57.5%	あおば
	谷	1473	139	9.4%	734	49.8%	600	40.7%	569	11	478	84.0%	谷
	成器	520	31	6.0%	242	46.5%	247	47.5%	214	10	188	87.9%	成器
	大茅	176	5	2.8%	72	40.9%	99	56.3%	94	6	93	98.9%	大茅
福部	福部	2858	326	11.4%	1565	54.8%	967	33.8%	1047	21	823	78.6%	福部
河原	河原	2428	302	12.4%	1377	56.7%	749	30.8%	895	10	680	76.0%	河原
	国英	1082	101	9.3%	513	47.4%	468	43.3%	411	11	300	73.0%	国英
	西郷	1108	66	6.0%	521	47.0%	521	47.0%	438	12	382	87.2%	西郷
	散岐	1403	144	10.3%	715	51.0%	544	38.8%	513	8	435	84.8%	散岐
	八上	586	62	10.6%	290	49.5%	234	39.9%	230	3	183	79.6%	八上
用瀬	用瀬	1094	105	9.6%	526	48.1%	463	42.3%	444	6	418	94.1%	用瀬
	大村	1113	133	11.9%	588	52.8%	392	35.2%	403	8	300	74.4%	大村
	社	1175	106	9.0%	569	48.4%	500	42.6%	476	16	373	78.4%	社
佐治	佐治	1763	87	4.9%	778	44.1%	898	50.9%	756	27	676	89.4%	佐治
気高	宝木	1504	127	8.4%	771	51.3%	606	40.3%	597	8	508	85.1%	宝木
	浜村	4433	568	12.8%	2509	56.6%	1356	30.6%	1790	15	1247	69.7%	浜村
	酒津	414	29	7.0%	210	50.7%	175	42.3%	166	1	154	92.8%	酒津
	逢坂	951	87	9.1%	489	51.4%	375	39.4%	342	10	272	79.5%	逢坂
	瑞穂	1149	109	9.5%	627	54.6%	413	35.9%	436	8	346	79.4%	瑞穂
鹿野	鹿野	1498	145	9.7%	775	51.7%	578	38.6%	576	21	480	83.3%	鹿野
	勝谷	1640	207	12.6%	882	53.8%	551	33.6%	686	18	445	64.9%	勝谷
	小鷲河	423	15	3.5%	188	44.4%	220	52.0%	184	7	161	87.5%	小鷲河
青谷	日置	903	50	5.5%	398	44.1%	455	50.4%	379	4	333	87.9%	日置
	日置谷	855	81	9.5%	414	48.4%	360	42.1%	383	8	256	66.8%	日置谷
	中郷	1078	95	8.8%	586	54.4%	397	36.8%	434	12	368	84.8%	中郷
	勝部	529	23	4.3%	231	43.7%	275	52.0%	221	6	193	87.3%	勝部
	青谷	2304	194	8.4%	1150	49.9%	960	41.7%	969	13	830	85.7%	青谷
		186019	24087	12.9%	107167	57.6%	54765	29.4%	80724	829	51703	64.0%	

地区別人口、世帯数、町内会加入率、世代別人口比の比較

1 人口

	地区名	R2人口総数	人口変動率	R2町内会加入率	町内会加入率	高齢化率	14歳以下人口比率	15~64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	美保	10915	-5.2%	22	59.8%	50	-6.8%	47	4.9%	41	14.6%	10	62.3%	6	23.1%	54
2	浜坂	8286	11.8%	3	62.7%	47	-6.0%	44	2.5%	56	18.5%	1	59.9%	11	21.7%	59
3	美保南	7759	2.0%	7	61.9%	49	-3.6%	31	4.2%	46	17.4%	2	60.6%	10	22.0%	57
4	城北	7115	-10.4%	34	68.6%	38	3.3%	8	2.3%	57	17.3%	3	60.9%	7	21.8%	58
5	湖山	7105	5.2%	5	47.7%	58	-5.4%	40	3.3%	52	15.0%	6	62.8%	4	22.1%	56
6	面影	7029	-2.4%	15	72.7%	29	-1.6%	19	5.7%	34	14.4%	11	59.5%	13	26.1%	50
7	岩倉	6473	0.0%	10	64.7%	45	-10.3%	58	5.4%	36	14.6%	9	54.8%	28	30.6%	42
8	醇風	5995	-7.0%	27	68.7%	37	-2.8%	25	3.8%	50	11.1%	30	53.7%	33	35.1%	31
9	湖山西	5977	-2.8%	17	43.2%	60	0.6%	11	5.8%	32	12.2%	22	65.4%	3	22.5%	55
10	末恒	5546	-8.8%	33	68.2%	39	-0.5%	14	9.4%	11	11.0%	31	57.5%	20	31.5%	37
52	日置	903	-19.4%	58	87.9%	5	-3.1%	27	11.6%	3	5.5%	57	44.1%	59	50.4%	5
53	日置谷	855	-14.9%	42	66.8%	41	7.5%	1	5.1%	39	9.5%	41	48.4%	49	42.1%	16
54	神戸	686	-18.0%	54	81.1%	17	-2.4%	21	8.4%	19	6.1%	54	48.5%	47	45.3%	9
55	東郷	657	-15.9%	46	76.6%	24	-2.5%	22	9.1%	14	6.7%	53	49.8%	45	43.5%	10
56	八上	586	-7.0%	28	79.6%	19	-11.6%	60	7.1%	27	10.6%	33	49.5%	46	39.9%	22
57	勝部	529	-18.9%	55	87.3%	8	-10.1%	56	13.0%	1	4.3%	59	43.7%	60	52.0%	3
58	成器	520	-16.3%	48	87.9%	6	-0.9%	16	8.0%	24	6.0%	55	46.5%	55	47.5%	6
59	小鷲河	423	-23.9%	60	87.5%	7	-5.8%	42	12.4%	2	3.5%	60	44.4%	57	52.0%	2
60	酒津	414	-19.0%	56	92.8%	3	-4.3%	36	10.4%	6	7.0%	52	50.7%	42	42.3%	15
61	大茅	176	-24.8%	61	98.9%	1	6.9%	3	5.8%	31	2.8%	61	40.9%	61	56.3%	1

2 人口変動率 (H25→R2)

	地区名	R2人口総数	人口変動率	R2町内会加入率	町内会加入率	高齢化率	14歳以下人口比率	15~64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	千代水	4936	15	22.3%	20.8%	61	-10.2%	57	5.0%	40	14.4%	12	65.8%	2	19.8%	61
2	大正	5455	11	20.3%	50.7%	55	-18.2%	61	2.8%	54	14.0%	13	59.0%	16	26.9%	49
3	浜坂	8286	2	11.8%	62.7%	47	-6.0%	44	2.5%	56	18.5%	1	59.9%	11	21.7%	59
4	あおば	2520	28	5.4%	57.5%	52	-0.2%	13	4.6%	44	16.3%	4	59.8%	12	23.8%	52
5	湖山	7105	5	5.2%	47.7%	58	-5.4%	40	3.3%	52	15.0%	6	62.8%	4	22.1%	56
6	富桑	3421	26	3.9%	53.6%	54	-5.3%	39	1.6%	60	13.6%	15	57.6%	19	28.9%	44
7	美保南	7759	3	2.0%	61.9%	49	-3.6%	31	4.2%	46	17.4%	2	60.6%	10	22.0%	57
8	松保	3924	19	1.8%	64.7%	46	-9.2%	54	4.0%	47	13.1%	17	59.4%	15	27.5%	47
9	賀露	5090	13	0.2%	70.2%	33	-3.8%	32	2.6%	55	14.8%	8	57.4%	21	27.8%	46
10	岩倉	6473	7	0.0%	64.7%	45	-10.3%	58	5.4%	36	14.6%	9	54.8%	28	30.6%	42
52	西郷	1108	44	-17.7%	87.2%	9	-3.2%	29	9.3%	12	6.0%	56	47.0%	54	47.0%	7
53	用瀬	1094	45	-18.0%	94.1%	2	6.7%	4	8.4%	21	9.6%	39	48.1%	50	42.3%	14
53	神戸	686	54	-18.0%	81.1%	17	-2.4%	21	8.4%	19	6.1%	54	48.5%	47	45.3%	9
55	勝部	529	57	-18.9%	87.3%	8	-10.1%	56	13.0%	1	4.3%	59	43.7%	60	52.0%	3
56	酒津	414	60	-19.0%	92.8%	3	-4.3%	36	10.4%	6	7.0%	52	50.7%	42	42.3%	15
57	谷	1473	39	-19.1%	84.0%	14	7.3%	2	10.2%	7	9.4%	42	49.8%	44	40.7%	20
58	日置	903	52	-19.4%	87.9%	5	-3.1%	27	11.6%	3	5.5%	57	44.1%	59	50.4%	5
59	佐治	1763	35	-21.9%	89.4%	4	-7.0%	48	10.5%	5	4.9%	58	44.1%	58	50.9%	4
60	小鷲河	423	59	-23.9%	87.5%	7	-5.8%	42	12.4%	2	3.5%	60	44.4%	57	52.0%	2
61	大茅	176	61	-24.8%	98.9%	1	6.9%	3	5.8%	31	2.8%	61	40.9%	61	56.3%	1

3 町内会加入率

	地区名	R2人口総数	人口変動率	R2町内会加入率	町内会加入率	高齢化率	14歳以下人口比率	15~64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	大茅	176	61	-24.8%	61	98.9%	6.9%	3	5.8%	31	2.8%	61	40.9%	61	56.3%	1
2	用瀬	1094	45	-18.0%	53	94.1%	6.7%	4	8.4%	21	9.6%	39	48.1%	50	42.3%	14
3	酒津	414	60	-19.0%	56	92.8%	-4.3%	36	10.4%	6	7.0%	52	50.7%	42	42.3%	15
4	佐治	1763	35	-21.9%	59	89.4%	-7.0%	48	10.5%	5	4.9%	58	44.1%	58	50.9%	4
5	日置	903	52	-19.4%	58	87.9%	-3.1%	27	11.6%	3	5.5%	57	44.1%	59	50.4%	5
5	成器	520	58	-16.3%	48	87.9%	-0.9%	16	8.0%	24	6.0%	55	46.5%	55	47.5%	6
7	小鷲河	423	59	-23.9%	60	87.5%	-5.8%	42	12.4%	2	3.5%	60	44.4%	57	52.0%	2
8	勝部	529	57	-18.9%	55	87.3%	-10.1%	56	13.0%	1	4.3%	59	43.7%	60	52.0%	3
9	西郷	1108	44	-17.7%	52	87.2%	-3.2%	29	9.3%	12	6.0%	56	47.0%	54	47.0%	7
10	青谷	2304	30	-14.7%	41	85.7%	-7.6%	49	5.3%	38	8.4%	49	49.9%	43	41.7%	17
52	あおば	2520	28	5.4%	4	57.5%	-0.2%	13	4.6%	44	16.3%	4	59.8%	12	23.8%	52
53	豊実	1003	49	-11.9%	37	56.4%	4.1%	6	4.6%	42	8.1%	50	45.5%	56	46.5%	8
54	富桑	3421	26	3.9%	6	53.6%	-5.3%	39	1.6%	60	13.6%	15	57.6%	19	28.9%	44
55	大正	5455	11	20.3%	2	50.7%	-18.2%	61	2.8%	54	14.0%	13	59.0%	16	26.9%	49
56	日進	5322	12	-3.6%	19	50.1%	-6.5%	45	3.8%	49	11.5%	25	60.7%	9	27.8%	45
57	宮下	3593	24	-0.2%	11	48.3%	-4.0%	33	4.4%	45	15.1%	5	60.7%	8	24.1%	51
58	湖山	7105	5	5.2%	5	47.7%	-5.4%	40	3.3%	52	15.0%	6	62.8%	4	22.1%	56
59	明徳	3505	25	-2.4%	16	43.9%	-3.2%	28	4.0%	48	10.4%	36	58.2%	17	31.4%	38
60	湖山西	5977	9	-2.8%	17	43.2%	0.6%	11	5.8%	32	12.2%	22	65.4%	3	22.5%	55
61	千代水	4936	15	22.3%	1	20.8%	-10.2%	57	5.0%	40	14.4%	12	65.8%	2	19.8%	61

4 町内会加入率推移(H25→R2)

	地区名	R2人口総数	人口変動率	R2町内会加入率	町内会加入率推移	高齢化率推移	14歳以下人口比率	15～64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	日置谷	855	53	-14.9%	42	66.8%	41	7.5%	5.1%	39	9.5%	41	48.4%	49	42.1%	16
2	谷	1473	39	-19.1%	57	84.0%	14	7.3%	10.2%	7	9.4%	42	49.8%	44	40.7%	20
3	大茅	176	61	-24.8%	61	98.9%	1	6.9%	5.8%	31	2.8%	61	40.9%	61	56.3%	1
4	用瀬	1094	45	-18.0%	53	94.1%	2	6.7%	8.4%	21	9.6%	39	48.1%	50	42.3%	14
5	大和	919	51	-15.2%	43	65.9%	42	5.0%	6.2%	30	10.6%	34	47.9%	51	41.6%	18
6	豊実	1003	49	-11.9%	37	56.4%	53	4.1%	4.6%	42	8.1%	50	45.5%	56	46.5%	8
7	宝木	1504	37	-15.9%	47	85.1%	11	3.4%	8.6%	17	8.4%	48	51.3%	40	40.3%	21
8	城北	7115	4	-10.4%	34	68.6%	38	3.3%	2.3%	57	17.3%	3	60.9%	7	21.8%	58
9	若葉台	4414	18	-11.8%	36	83.5%	15	1.3%	5.4%	37	11.4%	28	67.5%	1	21.2%	60
10	国英	1082	47	-15.7%	45	73.0%	28	0.8%	7.1%	26	9.3%	43	47.4%	53	43.3%	11
52	瑞穂	1149	42	-5.0%	21	79.4%	21	-8.7%	9.8%	8	9.5%	40	54.6%	30	35.9%	27
53	大村	1113	43	-2.4%	14	74.4%	27	-8.9%	6.3%	29	11.9%	23	52.8%	34	35.2%	30
54	松保	3924	19	1.8%	8	64.7%	46	-9.2%	4.0%	47	13.1%	17	59.4%	15	27.5%	47
55	社	1175	41	-7.8%	30	78.4%	23	-9.4%	8.2%	22	9.0%	46	48.4%	48	42.6%	13
56	勝部	529	57	-18.9%	55	87.3%	8	-10.1%	13.0%	1	4.3%	59	43.7%	60	52.0%	3
57	千代水	4936	15	22.3%	1	20.8%	61	-10.2%	5.0%	40	14.4%	12	65.8%	2	19.8%	61
58	岩倉	6473	7	0.0%	10	64.7%	45	-10.3%	5.4%	36	14.6%	9	54.8%	28	30.6%	42
59	河原	2428	29	-5.7%	24	76.0%	25	-11.3%	4.6%	43	12.4%	21	56.7%	22	30.8%	39
60	八上	586	56	-7.0%	28	79.6%	19	-11.6%	7.1%	27	10.6%	33	49.5%	46	39.9%	22
61	大正	5455	11	20.3%	2	50.7%	55	-18.2%	2.8%	54	14.0%	13	59.0%	16	26.9%	49

5 高齢化率推移(H25→R2)

	地区名	R2人口総数	人口変動率	R2町内会加入率	町内会加入率推移	高齢化率推移	14歳以下人口比率	15～64歳人口比率	65歳以上人口比率							
1	勝部	529	57	-18.9%	55	87.3%	8	-10.1%	56	13.0%	4.3%	59	43.7%	60	52.0%	3
2	小鷲河	423	59	-23.9%	60	87.5%	7	-5.8%	42	12.4%	3.5%	60	44.4%	57	52.0%	2
3	日置	903	52	-19.4%	58	87.9%	5	-3.1%	27	11.6%	5.5%	57	44.1%	59	50.4%	5
4	明治	1088	46	-16.7%	50	74.7%	26	-3.3%	30	10.5%	7.3%	51	51.6%	38	41.2%	19
4	佐治	1763	35	-21.9%	59	89.4%	4	-7.0%	48	10.5%	4.9%	58	44.1%	58	50.9%	4
6	酒津	414	60	-19.0%	56	92.8%	3	-4.3%	36	10.4%	7.0%	52	50.7%	42	42.3%	15
7	谷	1473	39	-19.1%	57	84.0%	14	7.3%	2	10.2%	9.4%	42	49.8%	44	40.7%	20
8	瑞穂	1149	42	-5.0%	21	79.4%	21	-8.7%	52	9.8%	9.5%	40	54.6%	30	35.9%	27
9	湖南	1951	33	-10.5%	35	71.6%	31	-1.6%	20	9.5%	9.3%	44	47.7%	52	43.1%	12
9	中郷	1078	48	-16.9%	51	84.8%	13	-5.8%	43	9.5%	8.8%	47	54.4%	31	36.8%	26
52	湖山	7105	5	5.2%	5	47.7%	58	-5.4%	40	3.3%	15.0%	6	62.8%	4	22.1%	56
53	勝谷	1640	36	-5.5%	23	64.9%	44	-2.6%	24	3.1%	12.6%	20	53.8%	32	33.6%	35
54	大正	5455	11	20.3%	2	50.7%	55	-18.2%	61	2.8%	14.0%	13	59.0%	16	26.9%	49
55	賀露	5090	13	0.2%	9	70.2%	33	-3.8%	32	2.6%	14.8%	8	57.4%	21	27.8%	46
56	浜坂	8286	2	11.8%	3	62.7%	47	-6.0%	44	2.5%	18.5%	1	59.9%	11	21.7%	59
57	城北	7115	4	-10.4%	34	68.6%	38	3.3%	8	2.3%	17.3%	3	60.9%	7	21.8%	58
58	久松	4977	14	-3.5%	18	71.9%	30	-8.6%	51	2.1%	13.5%	16	55.0%	27	31.6%	36
59	遷喬	2243	31	-6.7%	26	68.2%	40	-6.5%	46	1.9%	11.4%	26	52.8%	35	35.8%	28
60	富桑	3421	26	3.9%	6	53.6%	54	-5.3%	39	1.6%	13.6%	15	57.6%	19	28.9%	44
61	修立	3871	21	-5.0%	20	65.4%	43	-1.3%	18	1.4%	14.9%	7	55.0%	26	30.1%	43

※人口変動率、町内会加入率推移、高齢化率推移は令和2年と平成25年(人口と世帯:9月30日現在、町内会:4月1日現在)との比較

上位10
 下位10

地域に依頼している組織や役員について

1 目的

令和元年6月3日の協働のまちづくり推進本部において、鳥取市市民自治推進委員会の意見書を受け、行政から地域に依頼している組織や役員について、地域で負担に感じているものもあるため、全庁に現状の確認を行い、必要に応じて改善を行うことを確認しました。

行政から依頼された組織や役員は地域の判断で簡単になくすわけにもいかず、地域の負担が増すばかりとなってしまう。まずは行政から地域に依頼している組織や役員の実態を把握し、地域の負担が軽減される方法を検討していきます。

2 地域に依頼している組織や役員の調査・結果

市から地域に依頼している組織や役員の実態を把握するため、令和元年度に全庁的な調査を実施しました。調査の結果、20以上の役を市※から地域に依頼していることが分かりました。

【依頼状況】

項目	件数	組織・役員（例）
防災	2件	「自主防災会」「防災指導員」
人権	4件	「人権啓発推進協議会役員」「人権啓発推進員」など
福祉	7件	「民生委員・児童委員」「健康づくり推進員」など
環境	1件	「廃棄物不法投棄監視員」
交通安全	2件	「交通安全指導員」「交通安全対策協議会」
教育	3件	「公民館長」「スポーツ推進委員協議会」など
その他	9件	

※各部局から報告のあった件数であり、すべての役が網羅できているわけではありません。

※市の外郭団体、市が事務局を担っている団体からの依頼も含まれます。

また、地域とつながりの強い組織や役割を依頼していると思われる、防災（危機管理課）、人権（人権推進課）、福祉（地域福祉課・中央保健センター）、環境（廃棄物対策課）の4項目について、後日担当部署にヒアリングを実施した結果、以下のような意見がありました。

【主な意見】

- ・組織の中でもあり方の検討が必要との議論がある
- ・役のなり手不足や選出に困っている地域がある
- ・法律で設置が必要とされている役もある
- ・役ではなく、地域にその機能があればよいと思う

3 今後の検討の進め方

この度の調査結果を踏まえ、令和2年度に、地域と市との役割分担や地域への依頼内容について話し合う庁内会議を開催し、検討を進めるとともに、地域の現状を改めて把握するため、役員等の選出母体である自治連合会との意見交換を行っていきます。

【対策の可能性】

- ・同種同類の役を整理する、目的の達成された役を廃止する
- ・地域組織（まちづくり協議会等）が機能として役を受け持つ
- ・複数の地域（町内会）が協力して役を選出する

庁内会議のイメージ（案）

市民生活部長、行財政改革課長、職員課長、地域振興課長、生涯学習・スポーツ課長、危機管理課長、地域福祉課長、各総合支所副支所長 など事務局（協働推進課）

参考：協働のまちづくりプロジェクトチーム
市民生活部長、行財政改革課長、職員課長、地域振興課長、生涯学習・スポーツ課長、国府町地域振興課長、用瀬町地域振興課長、佐治町地域振興課長、事務局（協働推進課）

地域に依頼している組織・役員の調査結果一覧

【令和元年12月時点】

	組織名および役員名	目的	依頼		担当課	根拠法令等	任期について		人数		依頼について課題に思っていること
			依頼元	団体名(②、③のみ)			任期	就任時期	人数	範囲	
人権	1 地区人権啓発推進協議会役員	同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決をめざし、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進することを目的とする	②市が事務局を担っている団体	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会	人権推進課	各地区人権啓発推進協議会規約	-	-	-	/地区	・役員の任期、就任時期等は各地区が決めている。 ・本会事務局は、現在公民館が持っている地区が多い
	2 地区人権啓発推進協議会人権啓発推進員	同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決をめざし、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進することを目的とする	②市が事務局を担っている団体	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会	人権推進課	各地区人権啓発推進協議会規約	2年	-	4人	/地区	
	3 鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会役員	この会は、各地区同推進等との連携を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決をめざし、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進することを目的とする	①市		人権推進課	鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会規約	1年	総会	14人	/班	各地域ブロック代表から選出
	4 人権擁護委員	地域住民を対象に人権尊重の理念の普及に取り組む、人権問題の相談を受ける	①市		人権推進課	人権擁護委員法	3年	1月又は7月	2人	/中学校区	・委員のなり手不足 (法務局とともに人権救済に取り組むなどの活動があり適格者が限られる)
防災	5 鳥取市自主防災会	地震その他の災害に備えて自主防災組織相互間及び関係各機関との連絡を密にするとともに災害発生時における自主防災組織の災害対応能力の向上を図ることを目的とする。	①市		危機管理課	鳥取市自主防災会連合会規約	-	-	-	/町内会	・自治連町内会長との重複が多く見られる
	6 鳥取市防災指導員	市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成など地域防災力強化を図るため地区を単位として防災指導員を設置する。	①市		危機管理課	鳥取市防災指導員設置要綱	2年	4月	1人	/地区	地域防災力向上の観点から全地区設置を働きかけているが、特に新市域で推薦が上がりずなり手不足、高齢化
地域振興	7 地域振興会議	本市の一体的な発展に資する対象区域の振興について、市長の諮問に応じ、審議、答申するため。	①市		地域振興課	鳥取市地域振興会議条例	2年	4月	12人	町単位(旧市域のみ)	・地域により、委員が固定化している ・若手の委員が少ない
	8 まちづくり協議会	地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組むため	①市		協働推進課	なし	-	-	-	-	・地域から、公民館運営委員会、地区自治会など、地域に似たような組織があるとの意見がある。
環境	9 鳥取市廃棄物不法投棄監視員	地域の不法投棄防止のため	①市		廃棄物対策課	鳥取市廃棄物不法投棄監視員設置要綱	2年	1月	5人程度	/地区	
地域福祉	10 民生委員・児童委員	担当する地域に暮らす住民の身近な相談相手として相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める	①市		地域福祉課	民生委員法	3年	12月		/地区	・なり手不足 ・行政も含め、安易な依頼が多く、負担感が増している。
	11 鳥取市民生委員協議会	市内民生委員及び単位民児協議会の連携、研究協議、活動等の促進のため	①市		地域福祉課	鳥取市民生児童委員協議会規約	-	-	-	-	
	12 各地区民生児童委員協議会	担当区域民生委員の連携、研究協議、活動等の促進のため	①市		地域福祉課	民生委員法ほか	-	-	-	/地区	
	13 各地区民生委員内申委員会	地域で推薦された民生委員・児童委員候補者を審議し、市に推薦するため	①市		地域福祉課	なし	-	-	-	/地区	
	14 日本赤十字社鳥取支部鳥取地区区分	赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成するため	②市が事務局を担っている団体	日本赤十字社鳥取支部鳥取市地区	地域福祉課	日本赤十字社法 日本赤十字社鳥取支部鳥取市地区規則	なし	-	-	/地区	
健康・食育	15 健康づくり推進員	市民の健康づくりを推進するため、会員相互の連携を図るとともに、研修を通じて健康で明るい町づくりに寄与すること	②市が事務局を担っている団体	鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会	中央保健センター	鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会規約	2年	4月	1～3人(基準有)	/町内会	・推進員のなり手不足・高齢化 ・2年任期だが、町内によって1年任期、活動の定着が困難な集落もある。
	16 鳥取市食育推進員	生活習慣病予防に重点をおいた地域における食育を積極的に推進していく。	②市が事務局を担っている団体	鳥取市食育推進員	中央保健センター	食育基本法	なし	-	473	-	・推進員の高齢化および減少傾向
選挙	17 鳥取市明るい選挙推進協議会委員	鳥取市における選挙人の政治や選挙に関する意識向上を図るため。	②市が事務局を担っている団体	鳥取市明るい選挙推進協議会	選挙管理委員会事務局	鳥取市明るい選挙推進協議会規約	2年	4月	116人	-	・若手の委員が少ない。
交通安全	18 鳥取市交通安全指導員	鳥取市における道路の安全保持及び安全運動の推進を図るため	①市		協働推進課	鳥取市交通安全指導員設置規則	2年	4月	2～3人(基準有)	/地区	・指導員のなり手不足・高齢化 (業務上、活動時間と通勤時間が重なるため、なり手が限られる)
	19 交通安全対策協議会鳥取地区支部長	鳥取市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するため	②市が事務局を担っている団体	鳥取市交通安全対策協議会鳥取地区支部	協働推進課	鳥取市交通安全対策協議会鳥取地区支部会則	なし	-	1人	/地区	・自治連地区会長との重複が多く見られる
教育	20 鳥取市スポーツ推進委員協議会	スポーツの指導、スポーツ事業の運営支援等に取り組む、普及促進を進めるため	①市		生涯学習・スポーツ課	スポーツ基本法 鳥取市スポーツ推進委員に関する規則	2年	4月	2～3人	/校区	・なり手不足 ・委嘱するものの出席がない委員がいる。
	21 鳥取市少年愛護センター補導員	街頭補導を行い、青少年の健全育成及び非行防止を図るため	①市	民生児童委員協議会	生涯学習・スポーツ課	鳥取市少年愛護センター条例施行規則	2年	5月	2人	/地区	
	22 公民館長	鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図るため	①市		協働推進課	鳥取市公民館条例	2年	4月	1人	/地区	・なり手不足 ・館長になることで地域の様々な役員を担うことがある
支所独自	23 「万葉のふるさと こくふまつり」実行委員会 会長	「万葉のふるさと こくふまつり」の企画、運営	①市		国府町総合支所地域振興課		-	4月	1人	/地区	
	24 「万葉ウォークラリー大会」実行委員会 会長	「万葉ウォークラリー大会」の企画、運営	①市		教育委員会国府町分室		-	4月	1人	/地区	
	25 因幡万葉歴史館実行委員会委員	因幡万葉歴史館関係事業(万葉集朗唱の会など)の企画運営	③外郭団体	鳥取市文化財団	因幡万葉歴史館		1年	4月	4人	/地区	
	26 河原町子ども会育成連絡協議会理事	少年の健全育成に寄与する	②市が事務局を担っている団体	河原町子ども会育成連絡協議会	教育委員会河原町分室	河原町子ども会育成連絡協議会規約	2年	4月	15人		(河原町内で15人)
	27 佐治ふるさと祭り実行委員会	地域の産物や伝統文化を広くアピールする場とし、生涯学習の推進を図り、地域の絆をより一層深め協働のまちづくりを進めること	②市が事務局を担っている団体	佐治ふるさと祭り実行委員会	佐治町総合支所地域振興課	佐治ふるさと祭り実行委員会規約	1年	4月	26人	/地区	特になし
	28 青谷地域にぎわい創出実行委員	青谷地域の賑わいを創出する事業を実施し、地域の活性化に寄与する。	その他	青谷地域にぎわい創出実行委員会	青谷町総合支所地域振興課	なし	1年	4月	1人	/地区	自治連会長の宛て職として依頼している

社会の変化に対応した地区公民館のあり方について（提言）

令和2年4月17日

鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会・生涯学習推進協議会

はじめに

地区公民館は、地域における社会教育・生涯学習の拠点施設として、これまで重要な役割を担ってきました。本市では、平成20年に鳥取市自治基本条例が施行され、地区公民館がコミュニティ活動の拠点施設と位置づけられ「生涯学習の推進と地域への還元」や「参画と協働のまちづくり」が進められています。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が平成30年12月に示した答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、社会教育を基盤としたひとづくり・つながりづくり・地域づくりの推進や、社会教育施設に対して地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンタースタイル的役割、地域の防災拠点となることへの期待が示されました。

人口減少問題や少子高齢化、高度情報化の急速な進展などの社会情勢の変化を背景に、地域における社会教育や地区公民館に求められる役割も変化し多様化する中、本会議では公民館活動の意義の再確認を行うとともに、これからの活動や地域における位置づけについて議論してきました。

（1）地区公民館の現状

各地域において各地区公民館が果たしている役割として以下の点が確認されました。

- ① 地域の人々が「つどい・まなび・つながる」場として、館長及び公民館職員が中心となり、公民館主催の生涯学習事業（大人と子どものふれあい事業、特色ある公民館活動事業、地域の仲間づくり事業、人権啓発推進事業など）を柱とした各種教室や行事の実施、サークル活動の支援等を行っている。
- ② 地域づくりの拠点施設として各種団体による利用のほか、まちづくり協議会の事務局としての役割を持ち、地域によっては各種団体の事務局機能も果たしている。

（2）課題

このような現状を踏まえ、課題として次のような点が挙げられました。

① ひとづくり

従来から地域づくりに関わってきた地域人材の高齢化が進む一方で、公

民館事業や地域行事への若い世代の参画が不足しており、地域人材の固定化やこれからの地域づくりを支える担い手の不足が顕在化している。

② つながりづくり

本市においては、地域の実態は様々であるが、ライフスタイルの多様化や核家族・共働き世帯の増加、都市部を中心とした自治会加入率の低下や中山間地域における高齢化の進行などによって顕在化してきた地域課題（つながりの希薄化や担い手不足）に悩む地域があることは否定できない。このような状況が続けば、近い将来、幅広い世代が地域活動や学びを通じたつながりを形成し、地域社会を支えていく基盤を維持することが難しくなると予見される。

③ 地域づくり

地域によっては、まちづくり協議会、自治会、町内会、各種団体および公民館の役割分担が不明確なままそれぞれの事業が行われている実態がみられる。その結果、地域における事業が重複し、公民館をはじめ各種団体の多忙化につながっている。

また、市においては、社会教育と地域づくりに関する複数の部署の連携が不十分なため、公民館における会計事務等が煩雑になっている。

（3）提言

○ 社会の変化に対応した公民館のあり方

すでに、我が国の人口は減少局面に入っており、誰も経験したことのない社会の縮小が始まっています。これからは、地域住民がこれまでの経験や知恵を活用し、それらや既成の「常識」とらわれることなく、地域に住む様々な人々の存在と多様な考えを認めあい、長期的な視野に立って新たな地域像を共に描いていくことが求められています。そのために、既存の地域組織のつながりを基盤としつつ、より幅広い地域住民の実情や思いが反映できる体制づくりが急務となっています。

公民館は全年齢（全世代）に開かれた教育施設であり、時に異年齢の集団がともに学ぶ場を提供することができる機関です。公民館が培ってきた生涯学習や社会教育の手法、特に、個人々の学習要求をくみ取りつつ（ひとづくり）、学習集団を形成して相互に高め合う場をつくり（つながりづくり）、さらに学習の成果を発表・発信し、地域課題解決に活用する（地域づくり）といった取り組みのノウハウを、今後の地域づくりに活かしていくことが求められています。

○ これからの鳥取市の地区公民館のあるべき姿

本市の地区公民館においては、61地区の個性や特色を活かし、個人の学習要求を尊重しつつ、同じ関心を持つ集団や地域共通の課題にも配慮した事業や講座の企画に、これまで以上に注力する必要があります。

公民館が主体となってそのような事業を実施する際には、幅広い世代や多様な背景を持つ住民が参加できる事業を意識することが望まれます。そうすることで、その中から将来地域を支える人材が育っていくことが期待されます。

地域の組織や学校が主体となって行う事業については、住民自治のさらなる促進のためにも、公民館（実務上は館長及び職員）はあくまで住民や集団の学び・育ちの観点からそれらの事業を補完・支援するコーディネーター役を担うべきです。

また、テーマが共通している事業や単独の地域では対応できない課題については複数の公民館が連携・協働して事業を実施するなどの工夫も必要です。

なお、公民館活動は非営利であることが求められているが、それは完全な無償ではなく、地域活動として一定の収益を上げることやボランティアなどの協力者に一定の報酬が支払われることが妨げられるものではないことも考慮すべきです。

以上を踏まえると、例えば、地域で以下のような事業に取り組み、その際に公民館（館長及び職員）がコーディネーターとしての役割を担うといった形が考えられます。

【防災】

地域の防災力向上のため、既存の料理教室に災害時の食事提供を想定した内容を組み込む。

【教育】

PTA や子供会育成会等が協力し、学校支援ボランティアのためのサロンやボランティア人材育成のための研修・講座などに取り組む。

【地域福祉】

高齢者のつながりづくりのために、地域住民が集まって会話や食事を楽しむサロンを開催する。

【産業振興】

地域住民による特産品や特産物作りを行う。その収益により地域振興を図る。

【管理運営】

地域組織や学校等の行事を網羅したコミュニティカレンダーの作成を通じて事業の棚卸や地域全体の事業の見える化を図る。

○ 市の関わりや支援について

上述のように、地区公民館は、地域住民の学びの拠点であるとともに、地域の諸活動を支える高度なコーディネーター機能が求められています。そのような機能を十分に果たすためには、公民館職員の待遇を改善し、優秀な人材を安定的に確保したうえで、社会教育主事講習などの研修への参加機会の充実を図る必要があります。

さらに、防災、学校教育、地域福祉、産業振興などの専門的な知識を必要とする場合は別途アドバイザーを派遣するといった仕組みも検討すべきです。

また、財政的な支援については、現在試行的に実施されている一括交付金の制度を検証し、地域における各種取組みがさらに促進されるよう工夫する必要があります。

そして、以上のような、人材や財源の確保方法を含む公民館の運営体制のあり方については、地域ごとに選択可能な制度となるよう慎重に検討を行うべきです。

なお、所管課による公民館に対する諸施策の検討に加え、関係部局が情報共有や連携・協力できる体制を整え、より効果的な事業の再編などを進めることも必要です。その際、職員一人一人が社会を取り巻く環境やそれに伴う地区公民館の役割の変化を踏まえ、今日的な社会教育を理解して業務に取り組むことが求められます。

以上が、私たちが考える「社会の変化に対応した地区公民館のあり方」とそれに向けた提言です。これらの提言を踏まえ、各地区公民館が時代に応じた役割を十分に果たすことができるよう、適切な施策が講じられることを望みます。

令和2年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

(1) 目的

鳥取市が平成20年度を「協働のまちづくり元年」とし、市民との協働によるまちづくりの取り組みを進め始めてから10年以上が経過した。この間、全61地区にまちづくり協議会が設立されるなど一定の成果が得られた一方、急速な人口減少や地域課題の多様化などにより地域をとりまく環境は変化しており、地域によっては人材や資金の不足など組織や活動の維持継続に不安を抱えておられる状況にある。

そうした中、地域の課題に柔軟に対応していくため、その地域に合った新たな取り組みが展開され始めている。この行政番組では、地域で実際に新しい取り組みに挑戦している方や、地域コミュニティ活動に詳しい有識者にお話をお聞きしている。この放送により、各地域において“これからの地域のあり方”を考える契機とすることを目的とする。

※鳥取市では2年に1度「参画と協働のまちづくりフォーラム」を開催しており、令和2年度がその開催の年となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当年度は行政番組を撮影して放送することとした。

(2) 放送

- ①放送日程：令和2年9月7日（月）～9月10日（木）、9月12日（土）
14：00～（約2時間）
- ②放送局：いなばぴょんぴょんネット（第1放送 121ch）
- ③その他：鳥取市インターネット放送局でも視聴可
放送を収録したDVDの貸出を実施

(3) 内容

①パネルディスカッション

パネリスト：市民自治推進委員会委員長 中川 玄洋 氏
社会教育委員会議長 竹内 潔 氏
城北まちづくり協議会会長 鈴木 伝男 氏
佐治町まちづくり協議会会長 小谷 繁喜 氏

内 容：「市民と行政との協働のまちづくり」やまちづくり協議会など地域組織の今後のあり方、コミュニティ活動や生涯学習の拠点である地区公民館の役割などについて意見を交わしていただいた。

また、パネルディスカッションでは、新たな地域組織づくりに取り組んでいる賀露地区の取り組みと、市が試行的な導入を始めている新たな交付金制度を活用している明治地区の取り組みを紹介している。

②講演

講 師：とっとり県民活動活性化センター 企画員 椿 善裕 氏
演 題：鳥取市参画と協働のまちづくり～住民主体の持続可能なまちづくりに向けて～

市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

<p>交付目的</p>	<p>本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)</p>
<p>助成対象事業</p>	<p>1 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 (3) 行政提案型事業 市が示す行政課題のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。</p>
<p>助成金交付対象者</p>	<p>1 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業の区分に応じそれぞれ別表で定める者とする。 (別表より) 市民活動促進部門 市民活動拠点アクティブととりに登録する市民活動団体 協働事業部門 市民活動団体等の各種団体 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 (5) 前条第1項第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 (6) 前条第1項第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回受けているとき。</p>
<p>助成金の算定等</p>	<p>【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 補助率 10分の10 限度額 10万円 ・公益的な自主事業 補助率 5分の4 限度額 20万円 【協働事業（行政提案型）部門】 補助率 10分の10 限度額 40万円</p>
<p>対象経費</p>	<p>報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</p>

令和元年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	公益的な自主事業	キラキラ☆楽団	キラキラ☆楽団第20回記念演奏会	楽団創設から20回目という節目のコンサートで演奏を楽しむだけでなく来場者も一緒に参加する企画を行い、会場全体で楽しむことができる形の演奏会を目指す。	445,736	200,000
2		東中学校区心豊かな子どもを育てる会	みんなでつくる安心・安全な地域づくり事業	鳥取市立東中学校と協働し、小中学生から大人まで幅広い世代の地域における防災力の向上を図る。 ●防災を学ぼう（小学校区単位） ●防災教室講演会 ●防災発表会（小学校区単位）	169,208	118,000
3		多言語国際交流サポートTIA	TIA設立15周年記念講演会&ふれあいTalkイベント	元鳥取大学教授キップケイツ氏による講演、市内在住の外国の方とのテーブルトークなど	292,541	200,000
4		湖山池応援団	親子で楽しむシジミ取り体験	親子を対象に湖山池湖岸の浅瀬でシジミ取り体験を行う。（採れたシジミは持ち帰り）会場では試食、シジミの調理方法の紹介も実施する。	審査後、申請取り下げ	

令和2年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	創造的な市民活動事業	歯っぴいほっとスマイル	SNS（動画ライブ配信）を活用し、歯みがきの仕方やおやつとの与え方などを伝えるお口の健康推進事業	SNSを利用して子育て世代の親子に虫歯の成り立ちや歯磨きの大切さ、おやつとの与え方などを伝える講話（エプロンえほん・お口は命の入口）を動画配信する。 また、わらべ歌遊びに関するオンラインイベントを開催する。	104,392	100,000

令和元年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	団体名	テーマ	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会	地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業	福部まちわが町自慢発掘プロジェクト	福部未来学園の生徒に大人がついて福部町の「歴史」「文化」「産業」「観光」の4テーマに分かれ調査をし、文化祭で発表する。また、委員会で調査内容を「歴史読本」にまとめる。	467,724	400,000
2	鳥取スケートボード場利用者協議会	スケートボードを通じた社会教育環境の構築につながる事業	スケートボード出前教室	バードスタジアム、かにっこ館、道の駅気楽里等の各出張所の来場者を対象に初心者向けのスケートボード場体験を実施し、乗り方やバランスのとり方等を教える。また、マナーアップの広報を行う。	395,970	395,000

令和2年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	団体名	テーマ	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	浜湯山・多鯨ヶ池活性化委員会	地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業	福部町江戸時代の農業体験とGE0寸劇発表	福部町未来学園の生徒たちに江戸時代の農業体験をしてもらう。 ・川戸に足踏み式揚水車を設置し、足で水車を回して水田に水を汲み上げる。 ・水路網に川船を浮かべ、竿をさしての水運運搬 ・江戸時代の干拓事業に関する寸劇	472,200	400,000
2	アートによる共生のまちづくり協議会	福祉と文化芸術の連携による中心市街地の再生	フクシ×アートWEEKアーケードフラッグ展	中心市街地商店街の各店舗のアーケード軒先や開店予定のない空き店舗のシャッターに障がい者アート作品を掲出する。	400,000	400,000

鳥取市市民活動表彰制度について

目的	本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
表彰対象	本表彰は、市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。
選定	市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

令和元年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

No.	活動者・活動団体	活動内容
1	鍛冶谷 剛	<p>【子どもの健全育成を図る活動】</p> <p>若葉台地区公民館の事業やまちづくり協議会の事業を中心として主に親子を対象とした木工作品のものづくり体験活動を行っている。文化祭等のイベントでは自身の作品の提供を行い、子どもたちが自由に色付けをする等若葉台地区の子どもたちの健全育成に多大な貢献をされている。</p>
2	多言語国際交流サポートTIA	<p>【国際協力を図る活動】</p> <p>市内在住の外国人への翻訳・通訳・生活支援等のサポート、市報の中から関係する記事を抜粋した日本語・英語・中国語のダイジェスト版の自主製作・配布、市民との交流を深める異文化交流国際イベント等の開催など、広く市内在住の外国人へのサポートを行っている。</p>

令和2年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

No.	活動者・活動団体	活動内容
1	ガールスカウト鳥取県第1団	<p>【保健・医療・福祉又は健康の増進を図る活動】</p> <p>平成7年から福祉施設への交流、奉仕活動を継続して行い、施設の入所者・職員に喜ばれている。また、この経験を活かして平成28年からは子ども食堂のボランティアにも関わる等新たな活動を始めているほか、砂丘一斉清掃や男女参画ハーモニーフェスタへの参加、地域での防災研修会の開催等の活動にも取り組んでいる。</p>

鳥取市市民自治推進委員会について

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 委員長・副委員長

委員長 中川 玄洋

副委員長 下澤 理如 ⇒ 鈴木 伝男 (令和2年度第2回委員会から変更)

(2) 委員名簿 (任期：平成31年4月～令和3年3月)

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人)	倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授
	上田 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (5人)	下澤 理如	鳥取市自治連合会副会長 (平成31年4月～令和2年5月) ※令和2年6月からアドバイザーとして小委員会に出席
	中村 克彦	鳥取市自治連合会副会長 (令和2年6月～令和3年3月)
	佐々木ちよ子	鳥取市連合婦人会会長
	椿 善裕	(公財) とっとり県民活動活性化センター 企画員
	中川 玄洋	(特非) 学生人材バンク 代表理事
	宮崎 和義	(社福) 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係長
公募による者 (3人)	西上 洋治	鳥取市少年愛護センター運営委員、佐治町古市実行組合長
	清水 はるみ	「安全食品を守る会」代表 山王団地自治会長
	鈴木 伝男	城北まちづくり協議会会長

※氏名欄に下線のある委員は、小委員会にも出席した委員

(3) 開催実績

①本委員会

年度	回	開催日	主な協議内容
令和元年度 (6回開催)	第1回	平成31年4月24日	委嘱状の交付、委員長及び副委員長の選出、今年度の活動計画 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門) 審査会委員の選出について
	第2回	令和元年7月25日	市民まちづくり提案事業(協働事業部門(行政提案型事業)) 交付申請団体の審査 地域組織のあり方検討について
	第3回	令和元年10月23日	市民活動表彰者の選考について 自治基本条例の見直しについて 地域組織のあり方検討について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第4回	令和元年11月19日	新見市視察
		令和元年11月26日	朝来市視察
第5回	令和2年2月14日	地域組織のあり方検討について 自治基本条例の見直しについて 参画と協働のまちづくりフォーラムについて	

	第6回	令和2年3月10日	自治基本条例の見直しについて 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
--	-----	-----------	--

年度	回	開催日	主な協議内容
令和2年度 (3回開催)		令和2年4月30日	自治基本条例見直しの諮問 ※中川委員長、下澤副委員長出席
	第1回	令和2年5月27日	地域組織のあり方検討について 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出について 令和2年度活動計画(案)について 参画と協働のまちづくりフォーラムの代替事業について 自治基本条例の見直しについて
	第2回	令和2年8月4日	市民まちづくり提案事業協働事業部門(行政提案型事業)交付申請団体の審査について 自治基本条例の見直しについて
		令和2年8月19日	自治基本条例見直しの答申 ※中川委員長、下澤アドバイザー出席
	第3回	令和2年12月16日	市民活動表彰者の選考について 市民自治推進委員会意見書について
		令和2年2月17日	市民自治推進委員会意見書の提出

※上記委員会のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からメール等でも意見集約を図った。

②小委員会

年度	回	開催日	主な協議内容
令和元年度 (1回開催)	第1回	令和2年3月10日	自治基本条例の見直しについて 参画と協働のまちづくりフォーラムについて

年度	回	開催日	主な協議内容
令和2年度 (3回開催)	第1回	令和2年4月30日	令和2年度活動計画(案)について 自治基本条例の見直しについて
	第2回	令和2年6月29日	自治基本条例の見直しについて
	第3回	令和2年11月11日	自治基本条例の改正について 市民自治推進委員会意見書について

※「小委員会」について

小委員会とは、本委員会の半数の委員で構成された、検討部会にあたる組織である。

自治基本条例の見直しや市民自治推進委員会の意見書など、幅広い内容を取りまとめる必要のある議題については、まず小委員会にてたたき台を作成してから本委員会で審議を行った。